

農地所有適格法人（旧：農業生産法人）に係る 法人事業税関係書類の提出について

農事組合法人で、農地法第2条第3項各号に掲げる要件（農地所有適格法人（旧：農業生産法人）の要件）の全てを満たしているものが行う農業については、地方税法第72条の4第3項の規定により法人事業税が課されないものとなっております。

つきましては、貴法人が農地所有適格法人の要件に該当するか確認するため、下記【提出書類】を申告書と併せて申告期限までに提出して下さるようお願いいたします。

【農地所有適格法人の要件】

1 事業要件

主たる事業が農業であること

※ 直近3か年における農業・農業関連事業の売上高が、当該3か年の法人事業全体の売上高の過半を占めること

2 構成員要件

組員はすべて次に掲げる者のいずれかであること

（1）農業関係者

常時従事者、農地を提供した個人、農作業の委託者、農地等を出資した農地保有合理化法人、地方公共団体・農協等、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人の議決権が総議決権の1／2超

（2）農業関係者以外の構成員

保有できる議決権は総議決権の1／2未満

3 役員要件

（1）役員の過半数が農業（販売・加工等含む）の常時従事者であること

（原則：年間150日以上農業に従事していること）

（2）役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事していること

（原則：年間60日以上）

【提出書類】

- ① 第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）
- ② 別紙 回答書
- ③ 事業報告書（写し）
- ④ 決算報告書（写し）
- ⑤ 定款（写し） ※設立後に変更があった場合のみ

注意：この書類の提出により非課税判定の対象となるのは法人事業税のみです。
法人県民税については課税となります。

※①、②は、下記リンク先に掲載しておりますので、御活用ください。

いわき地方振興局県税部トップページ>県税部の組織>課税第一課事業税チーム

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01270a/kenzei-top.html#jigyousei>



お問合せ先

いわき地方振興局県税部 課税第一課 事業税チーム

電話 0246-24-6032